

八千代町第6次総合計画改定業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

八千代町第6次総合計画改定業務委託

2. 業務の目的

町政運営の指針となる第6次総合計画の前期基本計画が令和7年度に実施期間の最終年度を迎えることから、後期基本計画を策定する。

計画の策定にあたっては、町政の現状と課題を整理するとともに、幅広く町民の意見やニーズを取り入れる必要がある。また、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえ、策定済の地方版総合戦略と一体的な策定を行うため、豊富な経験と高度な情報収集・分析能力を有する業者による、専門的な支援を得ることを目的とする。

3. 基本条件

(1) 委託期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

(2) 委託料の上限

9,287,000円(税込み)

(3) 委託内容

業務の内容一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定する。

4. 業務の内容

(1) 基本構想の検討・修正・取りまとめ

基本構想について、今後の見通し及び修正が必要な個所の改定を実施。

基本構想期間(令和8年度～令和12年度の5年間)

- ・社人研の将来人口推計に合わせた人口フレームの見直し
- ・土地利用構想の見直し

※基本構想の改定は議会の議決が必要です(令和7年12月議会予定)

(2) 住民意識調査の調査・分析

ア 住民意識調査については、実施せず令和6年度実施した「八千代町地方創生総合戦略計画」のアンケート調査結果を使用して整合性を取る。

イ 町内の商工業などの事業者に対して、景況感や業績、立地の意向等に加えて、雇用動向についてヒアリング調査を実施する。

ウ 町民から幅広く意見を聞くため実施するワークショップやパブリックコメントに係る資料等を作成すること。

(3) 町政の調査・分析

ア 施策・事業の調査の実施

- ・現行施策・事業の調査・分析
- ・新規施策・事業の調査(他団体の先進事例を含む)

イ 他の計画との整合性

- ・策定済の計画及び令和7年度策定中の他の計画との整合性を図ること。

(4) 庁内会議等の運営支援

受託業者は、業務の遂行上必要に応じ、総合計画審議会をはじめとする会議等の資料作成や出席等の運営支援（合計8回程度及び専門部会開催時）を行う。

(5) 後期計画基本計画の策定

期間（令和8年度から令和12年度の5年間）(1)～(4)を踏まえた後期基本計画の策定

5. 成果品

本業務における成果品は次のとおりとし、八千代町まちづくり推進課に提出するものとする。

(1) 八千代町総合計画基本構想・後期基本計画書

※仕様：A4判150P程度（印刷サンプル1部）

(2) 八千代町総合計画基本構想・後期基本計画書ダイジェスト版

※仕様：A4判見開き8P程度（印刷サンプル1部）

(3) その他、町が必要とする書類（関係資料等）

(4) 上記に係るデータ

上記をすべてデータとして記録し、そのメディア（CD-R等）を提出する。なお、これらデータの著作権その他取扱いに関する権利は八千代町に帰属する。

6. 業務打合せ等

(1) 受託業者は、業務着手前に業務実施計画書、行程表等を八千代町に提出し、承諾を得るものとする。

(2) 受託業者は、八千代町の指示に従い、業務の進行について打合せを行うものとする。

(3) その他調査に必要な現地調査等については、八千代町と協議して行うものとする。

(4) 打合せ等に必要な資料作成及び会議開催経費等は、委託料に含まれるものとする。

(5) 受託者は、八千代町が必要と認める打合せには必ず参画するものとする。

(6) 本仕様書に明記のない事項についても業務履行上必要となるものは、八千代町と協議の上、これを行うものとする。

7. その他

(1) 疑義

本仕様書の記載事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、速やかに町（発注者）と協議し、町（発注者）の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

(2) 業務管理

業務の円滑な推進を図るために、十分な経験を有する技術管理者及び担当技術者を配置するものとする。また、企画提案書に記載した予定技術者は、特別の事情の場合を除き変更できないものとする。

(3) 資料の貸与

業務遂行上、必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとする。
ただし、町が保有している資料はそれを貸与するものとする。

(4) 秘密の保持

業務遂行上知り得た事項については、第三者に漏らしてはならない。